

地区役員候補者の選出について

今年5月の現役員の任期満了に伴い、5月25日に開催予定の第4回通常総代会において新役員（理事・監事）の選任が行われます。

平成28年4月1日施行の改正農協法において理事の構成要件が変わり「理事定数の過半数は、原則として、認定農業者または農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない（30条12項関連）」と定められました。

つきましては、次の項目をご確認いただき、JAの役員候補者の選出手続きにご理解とご協力をお願い申し上げます。

【地区役員候補者の選出について】

◆主な日程等について（概略）

月 日	会議等	主な事項
2月26日	第1回役員推薦会議	委員長の互選等
4月3日	地区役員候補者届出日 (9:00~17:00まで受付) 選挙会の開催	候補者掲示（略歴・所信） 無投票当選掲示（定数の場合）
4月8日	投票日（9:00~17:30まで） 選挙会の開催（18:00~）	即日開票
4月9日	選挙結果掲示	選挙管理者から当選通知
4月19日	第2回役員推薦会議（予定）	候補者の推薦（組合長に推薦）
5月25日	第4回通常総代会（予定）	役員の選任

【女性役員候補者の選出について】

◆女性役員候補者 全地区から2人

女性役員候補者選考委員会設置要領に基づき、女性役員候補者選考委員会を組織し、委員長1人、副委員長1人を互選して役員候補者の選出方法などを決めます。

- 女性役員候補者選考委員会は女性部各中央支部より1人ずつ選出された9人で構成され、女性役員候補者の選考を行い組合長に報告します。

【実務精通役員候補者の選出について】

◆実務精通役員候補者 ・理事3人以内 ・員外監事1人 ・監事1人以内

実務精通役員候補者選出要領に基づき、理事会が推挙する実務精通役員候補者の選出をします。ただし、監事の推挙については、あらかじめ監事会の意見を徴するものとします。



■選挙区別地区役員候補者の定数

選挙区	理事候補者 定数	左記のうち認定農業者 及び実践的能力者（※1）	監事候補者 定数
一 関	5人	4人以上	1人
花 泉	4人	3人以上	1人
平 泉	2人	1人以上	1人
千 厩	2人	1人以上	1人
室 根	2人	1人以上	
大 東	4人	3人以上	1人
東 山	2人	1人以上	
藤 沢	3人	2人以上	1人
川 崎	1人	0人以上	
合計	25人	16人以上	6人

※1

◆認定農業者とは

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の認定を受けた者（法人の場合は、その役員。認定農業者の数は、法人単位で数える）

◆実践的能力者とは

イ 事業に関する実践的能力者（事業プロフェッショナル）

- ①JA常勤役員経験者
- ②JA管理職経験者（管理職経験者とは、課長職以上とする。以下同じ）
- ③他の組合（中央会・連合会等）での役員・管理職経験者
- ④組合と同業種の会社、法人の役員・管理職経験者
- ⑤公務員で農業関連業務の管理職経験者
- ⑥農業普及指導員等農業振興技術に関する資格保有者
- ⑦部会、産直等の代表者など営農指導や農産物販売に実践的な能力を有する農業者

ロ 法人の経営に関する実践的能力者（経営プロフェッショナル）

- ①公務員での管理職経験者
- ②会社その他の法人の役員・管理職経験者
- ③法人経営に関する国家資格を保有している者

ハ その他上記に準ずる経歴または経験を有すると判断できる者